

熱気球日本ランキング制度（NRS）

（目的）

第 1 条 この制度は、熱気球日本ランキング（以下「NRS」という）の決定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（実施規定）

第 2 条 NRS は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までを対象年度とし、この 1 年間に行われる NRS タスクによって、NRS ランキングを定める。

2 NRS の対象となるタスクは、NRS タスクとして実施されるタスクに限られる。この NRS タスクは一般社団法人日本気球連盟（以下「この法人」という）が主催するものとこの法人が公認したものの二種類とする。

3 この法人以外の団体もしくは個人が NRS タスクを実施する場合は、この法人の「公認・後援規定」に定める公認を受けなければならない。

4 NRS タスク実施の申請と告知は NRS タスク実施予定日の 90 日以前に行わなければならない。

5 NRS 認定基準は次のとおりとする。

（1）競技委員長及び競技委員会の主な構成員は、この法人の会員であること。

（2）実施されるタスクが「熱気球日本ランキング制度」を満たしたものであること。

（3）実施されるタスクに必要な競技規定のローカル規定の詳細と説明が添えられていること。

（4）主催者は、競技主催責任者 1 名を含む 3 名以上で構成される競技委員会を設置すること。

（5）その他、具体的な実施要項を提出すること。

6 NRS タスクには、国際気球委員会（CIA）の発行する標準競技規定（以下「AXMER」という）をガイドラインとして使用する。但し、変更があった場合、事前にスポーツ委員会の承認が必要である。タスクの主催者は、AXMER 中の採点に関する規定を除いて、変更することができる。

7 NRS タスク成立に必要な要件は次のとおりとする。

（1）実施された NRS タスクに、10 名以上の NRS ランキング制度登録選手が参加していること。

（2）NRS タスクが実施された結果、AXMER に定めるグループ A 及びグループ B に該当する成績を得た競技者が参加者の過半数であること。

8 主催者は、NRS タスク終了後、速やかに実施された NRS タスクの詳細な報告およびタスク成績をスポーツ委員会に提出しなければならない。

9 スポーツ委員会は、次の場合、行われた NRS タスクの無効を宣言することができる。

（1）公平性を著しく損なった NRS タスクが実施されたと判断した場合。

（2）実施された NRS タスクが、該当タスクの競技規定に著しく反していた場合。

（参加規定）

第 3 条 NRS に参加する場合の資格、条件は次のとおりとする。

（1）NRS に参加しようとする者は、スポーツ委員会に選手登録を行わなければならない。

（2）NRS に参加する者は、熱気球操縦士技能証取得後、機長として 50 時間以上の飛行経験を有するこの法人の会員でなければならない。

2 スポーツ委員会に選手登録するための要件は次のとおりとする。

（1）熱気球操縦士技能証が有効であること。

（2）新規登録のパイロットは熱気球操縦士技能証取得後、50 時間以上の機長としての飛行時間を証明するログブックのコピーの提出もしくは提示。

（3）年間登録料 1 万円。

3 NRS に参加する場合に使用する熱気球は、次の要件を満たさなければならない。

（1）FAI スポーティング・コードによって熱気球と分類されたもの。

（2）この法人に登録され、有効な登録証及び耐空証明を有する熱気球。

（3）日本以外に常駐する機体で、この法人と同等以上とスポーツ委員会が認めた国外の機関に登録された熱気球。

(4) 競技主催者の定める有効な第三者賠償（対人、対物を含む）保険に加入していなければならない。

（ランキング計算）

第 4 条 NRS 参加者のランキングポイントの計算は次のとおりとする。

- (1) 対象年度に行われた NRS タスクで AXMER に定めるグループ A 及びグループ B に該当する競技者を個人のタスクポイント対象とする。
- (2) 各タスクのポイントは AXMER に定める採点公式 1 / 公式 2 を用いて計算し、大会参加の競技者数はグループ A 及びグループ B の対象数とする。ただし、NRS タスクによる NRS ランキング決定に使用するグループ B の得点は以下のとおりとする。

$$1000 \times \frac{P+1-A}{P} \div 2$$

- (3) 全競技者がグループ B のタスクは、計算対象外とする。
- (4) 自己の得たタスクポイント上位 7 タスク分の合計点、全タスク分の平均点、並びに次に定める加点を合計した実数（8000 点満点）で順位を決定する。

①対象年度の熱気球世界選手権優勝者	加点 20 点
②対象年度の熱気球世界選手権 2 位から 5 位入賞者	加点 15 点
③対象年度の熱気球大陸別選手権優勝者	加点 10 点
④対象年度の熱気球ジュニア世界選手権優勝者	加点 10 点
⑤対象年度の熱気球女性世界選手権優勝者	加点 10 点
⑥カテゴリー1 大会優勝者	加点 10 点
- (5) ランキングポイントが同位の場合、最上得点と最下得点の得点差が少ない方を上位とする。

（表彰）

第 5 条 スポーツ委員会は、毎年 NRS タスクの結果を集計して、上位 10 名を対象年度の「トップテン・パイロット」として表彰する。

附則

この制度は、平成 30 年（2018 年）6 月 15 日より施行する。